

# 宇和島藩士の観た仙助能〈道成寺〉

―宇和島伊達文化保存会蔵『乱舞方重習』所収資料から―

岩城賢太郎

\*キーワード

辻能・仙助座・宇和島伊達家・伊達村候・道成寺・乱拍子・間狂言

## 〔宇和島藩主と能楽〕

宇和島藩は、仙台藩初代藩主伊達政宗の長子秀宗が仙台より宇和島に初入部した慶長二十年（一六一五）に始まり、能楽はその秀宗の治政期の当初から行われていたと見える。宇和島藩の能楽については、諸代藩主の記録を摘記した『記録書抜』の記事から、二代藩主宗利の治政期以降は確認出来るが、宇和島伊達家文書中の分限帳によれば、秀宗の時代から行われていたと見るべきであろう。以下に元和四年（一六一八）の分限帳「元和四年 惣侍衆知行御切米御扶持方之留帳」<sup>(宇)</sup>から抜粋する。

御乱舞衆

- 一、拾人分 三十石 田中藤衛門
- 一、八人分 三十石 松本彦兵衛
- 一、八人分 三十石 小武家善左衛門

一、拾人分 三十石 可野与作

一、木人分<sup>半百目</sup> 五石 半都

本人五人、増人右合四拾仁人、此米一月二付

一、六石三斗

一、御切米百仁拾五石也

政宗自身が太鼓をよくし、歴代の仙台藩主が能楽に殊に造詣の深かったことは、『宮城縣史14（文学芸能）』にも詳述されている。あるいは、右の五人の「御乱舞衆」は、仙台藩から従った家臣であったろうか。続く二代藩主宗利から最後の宇和島藩主九代宗徳まで、宇和島藩では、その能楽との親しみ方に相違はあるようだが、何れの藩主の治政期の史料等からも、能楽に関わりのあったことが知れる。

そうした諸代藩主の中で、五代藩主村候は、能楽（乱舞）殊に小鼓を

嗜んだことで知られている。現在も宇和島市民に親しまれている民謡「宇和島さんさ」は村候の治政期に歌われるようになったと聞か、その歌詞に、「君は小鼓身共が謡いシヨンガイナ締めつゆるめつエーモロトモニヨ」とあるのは、宇和島藩主・藩士の間に囃子と謡を介しての強い結びつきがあったことを歌ったものと思われる。宇和島の歌人岡野中立（梅翁）が文化四年（一八〇七）に記した『欽仰家譚』（『伊達村候言行録』とも）には、村候の能楽をめぐる営みについて、次のように記している。<sup>(注3)</sup>

段々御齡も高くならせられければ、御起居を以專一の御養生と被遊、且は年若き侍の内、別て外様の者多く御相手被<sup>(注4)</sup>仰付、御側近く罷出ければ、其者<sup>(注5)</sup>の程をも御存遊さんと御事也。（中略）抑御相手の面々の内、文武を心掛る者へは専被<sup>(注6)</sup>仰付けり。乱舞に心を投て文武怠<sup>(注7)</sup>がちなる者へは、乱舞の方は堪能なりとも忽御相手御免なされ、扱又小祿の面々など、衣服等の迷惑にも及ぬやうにと御心を被為配けりとぞ。

武芸と乱舞との密接な関わりについても説いており、老年に至るまで、村候にとつては、乱舞は宇和島藩士への文武の称揚とも密接に関わるものであった。藩主・藩士の関係を陰で支えていた芸能であったとも言えよう。

そうした村候治政期（一七三五～一七九四年）の能楽関連の文書等、約三十点を一括して桐箱にまとめたのが、天明二年（一七八二）の年次が記されている宇和島伊達文化保存会蔵『乱舞方重習』（資料整理番号②9・14・No.00～No.30）である。<sup>(注8)</sup> この『乱舞方重習』箱中には、能の各流の秘

伝や囃子の付等の文書類、藩が蔵していた能道具や謡本等を管理していた帳簿類、様々な能楽関連資料が収められているが、藩主の「直書」や書付等も多く見られ、特に藩主に関わりの深い資料が集成されているものと見える。中には、現在も宇和島伊達家に伝わっている小鼓胴や鼓箱等に関する記述も見られ、現在は失われている謡本や伝書類の情報等も得られ、宇和島藩政期の能楽の様相を追究する上でも貴重である。<sup>(注9)</sup>

但し、『乱舞方重習』の箱中であつて、宇和島藩で営まれていた能楽とは異なる資料が二点ある。一点（資料番号No.05）は、内題に「堀井千助興行能道成寺金森惣右衛門相勤申見物大段書付」とある全6丁の冊子本（半葉十行、25・0×17・33cm）であり、現状では、上下二つ折の状態である。もう一点（資料番号No.07）は、同じく「堀井千助興行能道成寺金森惣右衛門相勤申見物大段書付」と内題にある全8丁の冊子本（半葉十行、28・6×20・3cm）であり、現状では、左右に二つに折った状態で『乱舞方重習』に収められている。

当該の資料（以下、「見物大段書付」と記す）は、内題が示すとおり、堀井千助が座元として興行を行った辻能、所謂仙助能の資料であり、その仙助座が演じた〈道成寺〉の観能について書き付けたものである。

例えば、明和・天明期に成立したとされる神沢杜口の随筆『翁草』は、京の能役者橋本権之進の「堀井千助が辻能」に対する評言を載せている。<sup>(注10)</sup>

千助が道成寺今日始て見るに、感心云ふ計無し、今口をきく太夫に、是程道成寺を舞ふ人は覚え、尤も其形はわけもなき事にしてからが、一体道成寺我物に成てあるなり、余の物をする心も、道成寺も、

同じ心にて勤るゆゑ、自ら道成寺くつろいで面白し、理り哉、爰彼にて、道成寺の場数千助ほどのもの他に有まじ、いか程上手にても、場数少なき故、あれほどくつろがず（巻之五十六）

仙助の〈道成寺〉が橋本権之進の周りの能太夫に比しても巧みであったと評するが、それは仙助座が〈道成寺〉の演能を重ねていたためでもあったと言う。この仙助座が演じた仙助能は、明治三十六年十二月に九代目仙助が没するまで続いていた辻能であり、全国的な演能活動を展開し、〈道成寺〉（石橋）等の人気曲を西日本各地から北陸地方に至るまで、全国的に興行を行って廻り、一時期は、能楽四流一座の活動を脅かすほどの人気を集めたことが知られている。仙助座についての資料が少しずつ紹介され、興行の様相等についても検討が進められているが、その実態については未だ不明のところが多い。「見物大段書付」は、この名高い仙助座（道成寺）演能の様子を、宇和島藩士の視線を通して具体的に書き付けた珍しい例である。よって以下、本稿では、「見物大段書付」の本文を翻刻して紹介し、併せて宇和島藩の能楽との関わりについても、若干の考察を加えたい。

なお、「見物大段書付」二点は、いずれも紙綴り二本で簡易に綴じられたもので、料紙は大きさの異なる別のものであるが、両冊共に本文内容がほぼ共通しており、その筆跡や紙面の様子等からして、片や草稿本であり、片や清書本であると考えられる（以下、資料番号No.05を草稿本、資料番号No.07を清書本と記す）。清書本は、前後に本文共紙の表紙を備え、前表紙中央やや上部に「メ」とのみ記されているが、本文は大凡、字配

り改行位置・書き入れ注記等を違えることなく草稿本を忠実に写していること見え、墨減箇所や見せ消しが訂せられ、やや調った筆跡であることから、草稿本を座右に写して清書し、表紙を付して体裁を整えたものと思われる。よって以下、まず清書本を底本として翻刻し、次に草稿本の画像を掲げる。

#### 〔凡例〕

- 一、本文の用字、異体字、清濁符の有無等も含めて原本のままに翻刻し、改行位置や字配り等も可能な範囲で原本の様を想定出来るように翻刻するが、便宜上、〈道成寺〉の詞章やアイのせりふ等に「」を付した。資料に見える傍線―は、詞章やせりふの省略を意味すると思われる。
- 一、鼓の粒付の記号・ゴマ節・詞章の省略記号等は、原本の様子を知る手掛かりとするべく可能な範囲で活字化した。詳細は「資料画像」の項目の草稿本写真で確認願いたい。
- 一、草稿本との異同については「本文校異」の項目にまとめた。

#### 〔本文翻刻〕

メ

「（前表紙）  
」（見返）

堀井千助興行能道成寺金森惣右衛門相勤申

見物大段書付

正面にて

鐘さきへ釣置脇名乗て左へくり様狂言呼出し扱横

正面向ひ「シカ〜」有狂言脇ノ座付をミテ舞臺の真中にて

觸る「心得候へ」エ、引イ尤ヲモ一人也アトハ狂言柱坐し居候

只脇連ハ不申付脇連ハ笛坐の上坐しヲモワキハ脇柱の

ワキトワキツレノ間はるかなり

前居るすへて地謡笛台下のうしろ通り坐し居申候

次才の内ニシテ出舞臺の真中にて「つくりし罪」と謡ひ「是ハ

此国の―にて候」と迄ふしうたひ候尤いろのよふなる謡ひ

よふなり「参らはや」とこと葉すみ道行立なからうたひ「着に

けり〜」

「(二丁表)

シテ真中にて小廻りシテ柱の方へする〜とゆかんとするとき兼て

ヲモ狂言ノ恠アタリへ謡の内分ひらき居シテ柱にて出合「供養の庭へ

女人入候事ハかたくきんせいなるよし被仰出て候ほとに御出ハ叶ふ

ましい

にて候」とシテト「シカ〜」かけ合大躰相しれ候通り「扱舞を

舞ふとあれハ何とやら耳よりしやそふあらハ愚僧の心得を以―

―シテ「涯分舞を舞候へし」「幸是にゑほしの候」と

イ、なから太鼓坐へヒラキゑほしを両手捧けて渡す

勿論ヲモ狂言一人にてアトハ此邊かまい不申扱物着随分

手はやくすみ申候「うれしやさらは―ひぐくらん」と謡ひ

切ヤ、しばらく何をすると存候ほと身をじつとじづめ

ヤ ポと一ツこみ申候夫より乱拍子足にかわりたる事

御座候書付候得共何分書ほどきかたく御座候御すいし可被遊候

コミ 拍子右

禾ヤ チフミむかふへ足直出し扱ツマサキアゲ

おろし後へ引候足ハヤアノ声つきツマダテ引又鼓つき

二クサリ

キビスおろし申身をひねり候所ハ別違ひなく扱左ノ足

むかふへ出し候ときエ、イと鼓のかけ聲御座候後へ引所

足又ツマダテ引鼓付キビスヲロし申候尤コミノ所身

ヲかたむけ不申腰をしづみ申候いく度もコミノ所ハヤ、

しばらくタソ合せ腰を入ヤチとふみ申候コミノ所ハ

いつもわすれ候やおもひ申程間御座候 扱「道成の

「(二丁表)

此間のコミモしはらくヅ、間ヲキフミ申前の通

三ツほとフミ

卿」○「興行の」○「寺なれハとて」○「道成寺とハ」○

「名付たりや 山寺のや」此邊何のかわることなく「月落鳥

なきて」の所シテ見付柱へ出「月落」と空を見「鳥なき

て」とワキ坐ヲミる「人〜ねふれハ」と左の手を一ツ拂ひ

「つかんとせしが」にて見付ヲ後へなしスワリ「此かね」

にてゑほし打おとし「龍頭に手をかけ」とかねの中へ入

正面向両手をかけ「飛とぞ見へし」と拍子三ツフミ「ひき

「(二丁裏)

工合けしからぬ事にて御座候 扱「山寺のや」（コマ音で）の舞の中に  
笛のヒイ引の 時 お国にてハワキ坐の方かかねをつく

「(二丁裏)

身あんばい御座候所此元<sup>二</sup>てハヒイ引の音につきワキ坐方

太鼓坐へむけウツムキハシリ申所大名の出にのし込て

お、よふなる工合<sup>二</sup>御座候 扱狂言ハヲモハ舞臺の真中へ

アトハ橋へするくくくといくつもこけヲモハ「クハバラ

く」と申アトハ「世直しく」と耳ふさき扱

両方立上りヲモ「扱くけしからぬかみなりて有た

餘りの事<sup>二</sup>一向方角かしれぬよふになつた」今一人ハ「いつ

かたに居ることしやしらぬ」とさぐりながらシテ柱へゆく

アトハ「扱く近年にない地しんしや」と是もさぐりく

シテ柱へ出ルサグル手サキアタルアトハ「わつ」といふて

「(三丁表)

ウツムキヲモハ真中へに扱たかひに「わごりよか」と申

シテ柱の内にて一人ハ「かみなり」と申一人ハ「地しんと

おもひよなをし」といふたことしやとおもふた」

ヲモ「扱わごりよハいつ方の方角でなつたとおもふぞ」

アト「某ハたしかに鐘楼の方で有たとおもふた」ヲモ「某も

其通りしやまづあれへいて見よふ」といふてヲモ先に立

「扱くけしからぬ事であつた」アト「近年おほへぬ

ことじや」と一へん廻り横正面を後へなし

兩人共  
「サラハおはいりやれ」と 足をあけかねの前へ踏込

「ヤア」と兩人共おどろき立ならび正面向「扱こそ此よふな

かねへ指をさし

「(三丁裏)

事故あのような音がしたことしや 夫ゆへかみなりとも

(役異)ししんともわからぬはづしや」ヲモ「いやく落たとあつてハ

よいとハ被仰まい人しらぬ内つり上て置ふ」「一段とよかるふ」と

ヲモハ笛坐の方アトハ太鼓坐の方だき上んとする

かねハ湯のことくにへ入てあるゆへ兩人手をやき「アイタく」と

坐し

ヲモハ正面にてもち丸めることくアツガル アドハシテ柱の前に

立て耳をおさへたりあつがるなり 扱兩人真中へ出合アト

「身共が手をミておくりやれ手のかわが鐘へ引ついで身か出た

ことしや」とクルシムヲモハ「まつ黒<sup>二</sup>にこけくた」と同行アト「扱

是につきて何ぞかわつた事ハなかつたか」と問ヲモ「イヤく

「(四丁表)

何もしらぬことしや」アト「イヤくそふおいやるなさいせんより

お主の顔のいろがかわつてあるしらぬといふことハ有まいかくさすと

お申しやれ」「扱ハいろか替であるか」「いかにも」「そふあらハかく

されぬ語てキカソウー」いつもの通りアト「ヤア」と

おとろき「サレハこそ只事とハおもハなした此よしを申

両手<sup>二</sup>デマネク

上ふ」とシテ柱の方へはしりゆく ヲモ「ヤアイく先



（校異18）  
までく 某ハ常く おきにいらぬによつてよいとハ

被仰まいお主よいよいにいふておくりや」とワキ坐の方へ  
つきやりヌキ足にてシテ柱の方へにける「ヤイく」と追掛  
引とらへ「おぬし社しつた事なれ某ハしらぬ」といふて

「（四丁裏）

ツキヤリにける「のふなさけなやヤイくまつ待相談か有」  
（校異19）  
ソヲ引 タン引アル  
ヲモ

とよひ留もとる所<sup>二</sup>てとりつき」とかくおぬしかいふて

（校異20）  
アトノ  
おくりやらねハならぬ」と左の手をとり引廻しなから

ワキノかたへおしやらんとするアトモオモノ右ノ手ヲモチ

「イヤくお主お申しや」と引廻しワキノ方へやらんとスル

ヲモ、又引廻しアトモ又引廻す所<sup>二</sup>てつき放<sup>セ</sup>ハ

ヲモワキ僧へこけかゝらんとしてツクバイナサケナキ

顔にて「落て候」ワキ「落たるとハ」ヲモ「鐘楼より鐘が一」

「一何そかわりたる」と尋るウツムキ入て

こハく ながら 語る  
此時アトハ横正面の所ニツクバイウツムキ  
ナガラアトノ方へスリ下リニゲルアンバイ

「（五丁表）

ワキ「曲事」の時ヲモもすり下りににけんとするアンバイ

ワキ「去ながら立越ミよふするにて候」ヲモ「イカにも御覽候へ」と正面ヲ

向ふ<sup>ニ</sup>してウツムキながらよふく顔をあげアトの方ヲ見

手をふりて橋の方へにげよといふアンバイアトもよふく

顔をあげ右の手<sup>二</sup>てまねき二人ともソロリくとスリ

下リ<sup>ニ</sup>にげ「のふくうれしや」「扱くおそろしい事であつた  
まづハいてヤスマふ」とい、兩人とも楽やへ入ル

ワキツレトかけ合「語てきかせ申候へし」と立ながら語る

カタリアンバイ書ほときかたし身アンバイも御座候

「（五丁裏）

「のがすまじとて追かくる」と正面へハせ出し「山伏を

とりおはんぬ」と後へサラくとスサリ「なんぼふ

（校異21）  
「イノリ」水かへつて日高川原の」とヤハリ

めいくの坐<sup>二</sup>て立珠数のおと三人一所にもみ切りく

謡ひ申候「一有明の」所<sup>二</sup>てかねウゴク「つき

かねこそ」<sup>二</sup>て三人かねへはしりかゝり「すハくうごくそいのれ

た」引上たり」の所シテ立て居る「顕れたり」

ヲヒヤくりーりーりー此間のいのり遠のき候時ハ珠数

サラくくくとモミ候得共シテの前へヒタトヨリ候ときハ

サラくくくと 是も三人一所のヲト<sup>二</sup>  
モミキリ申候

「（六丁表）

シテまづ目付柱<sup>二</sup>て鉄杖サカサマニツキウツムキ居て

ワキ坐迄ヲリかけル橋へもことの外はやくにけるなり

ワキヲモ斗追かけるなり柱まきハ左の手ヲかけ

スコしのひ上り候斗アンバイ無之候イノリ

切てシテハスワル ワキハヒラク タチツポの所  
お国にて御座候ことく直<sup>ス</sup>スリツケてハ不仕此間少し  
キミ合ほと間をおき シテ立上るとタチツポと申  
位にてアンバイ意よし「飛でそ入にける」と  
シテ橋の真中柱<sup>ニ</sup>てグワツシフス「望足りぬと」  
にて立上り楽やへ入ワキユウケン<sup>ニ</sup>て留入なり

「(六丁裏)  
「(見返)  
「(後表紙)

### 【本文校異】

- (校異1) 草稿本「叶ふまし」「い」と「い」を左に書き添える。  
(校異2) 草稿本「あれハ何とやら耳」と「何とやら」を墨滅。  
(校異3) 草稿本「ゑほし」と「ほ」に濁点を付さず。  
(校異4) 草稿本「なから脇太鼓」と「脇」を墨滅。  
(校異5) 草稿本「身を」の左に綴目にかかつて「一」のごとくある(丁付のつもりであったか)。  
(校異6) 草稿本「ヤ□ポ」と墨滅痕あり。  
(校異7) 草稿本「ノ所ヤ ポチフミ」とあり(清書本書写者は「ノ所」を解せなかつたか)、「ポ」に墨滅痕あり(墨滅か)。  
(校異8) 草稿本「むかふと」と訂す。  
(校異9) 草稿本「出し○ツマサキ」と補入。

(校異10) 草稿本は、「キビスおろし」以下本文四行ほどの上欄部(小口)に、「ツマ立引申所身ウキ上り申候」と小字六行で注記されている。

(校異11) 草稿本「かほむけ」と訂す。

(校異12) 草稿本「手<sup>ニ</sup>て拂ひ」と訂す。

(校異13) 草稿本「失せけるとと謡」と「と」一つ衍字。

(校異14) 草稿本「じしん(志しん)」と濁点を付す。

(校異15) 草稿本「出合身共」と補入となつているところを、清書本は本文行に詰めたため「身共」が次行に送られ、改行位置がずれている。  
(校異16) 草稿本「こげたと(古げ多と)」の「け」の濁点と「た」字の連綿を、清書本は見誤つたか。清書本は「こげたと(古げ多と)」の「けた」右横辺に「く」と書いている。

(校異17) 草稿本「つきし<sup>て</sup>す(つき之天)」と訂す。  
(校異18) 草稿本「□まで」(□は「と」または「連」か)を墨滅。  
(校異19) 草稿本「ソウ引タン引」の「引」は、それぞれ綴じ目ノドの部分に当たり見えない。

(校異20) 草稿本は小字で行間に以下の一行の書き入れあり。「尤然るへふ候と三人ともサラリトウシロムキスワリ珠数ヲモチ扱立上りむかいて」。  
(校異21) 草稿本は、「有明の」と線で結んで横に小字で行間に以下の注記の書き入れあり。「此文句の時ワキ正面へス、ミ左一ツ拂ひて月ヲミルアンバイ也」。

(校異22) 草稿本「三人・はしり」と補入。

(校異23) 草稿本「ライかけル」。

### 〔仙助座と金森惣右衛門〕

まず、「見物大段書付」が記録している仙助能の概要と年次とについて確認しておきたい。「見物大段書付」が収められている『乱舞方重習』は、箱蓋裏書に、宇和島五代藩主伊達村候筆で「入記」として、十点程の内容物に関するリストが掲げられているが、「見物大段書付」に当たると覚しき内容物は記載されていない。またこの「入記」の年次は、「天明二(辛寅)南呂」と天明二年(一七八二)であるが、現状の『乱舞方重習』は、「入記」に照らせば、対応する品、対応しない品、相半ばしており、内容物には出入りがあったことが想定される。年次記載のある資料の下限は、文政十年(一八二七)であり、当時の藩主は七代宗紀である。他の内容物にも年次記載のない資料が多く見られるが、大凡、五代村候・六代村寿・七代宗紀の三代にわたり、藩主の近習が統括していたと見られる「乱舞方(能方)」で管理・伝存されて来た能楽関係資料が収められているようである。八代宗城・九代宗徳は家の什物の管理・伝存に当たったが、『乱舞方重習』には、宗城・宗徳に関連すると確定し得る資料は見当たらないことから、「見物大段書付」は、村候・宗寿・宗紀の何れかの治政期中(一七三五～一八四三)のものと考えて良いであろう。

次に記録の年次と関わってくるのが、「見物大段書付」の内題「堀井千助興行能道成寺金森惣右衛門相勤申見物大段書付」であるが、この内題は、

座元名と座中の役者名とは区別して表記していると見ることも可能ではあるが、堀井仙助と金森惣右衛門とは別人物であり、座元堀井仙助の興行のもと、座中の金森惣右衛門という役者が(道成寺)を勤めたと見るのが自然であろう。この興行はいつのものであったのであろうか。

手掛かりとなるのは、安政二年(一八五五)十一月にまとめられた『仙助座一件留』(内題「仙助座の事」)である。『仙助座一件留』は、当時の堀井仙助一座の能を統括していた大夫の七代目堀井仙助から聴取した内容をはじめ、江戸・京都・大坂の三都から蒐集した情報、及び長崎平戸で仙助座が行った興行に実際に接したことによる情報等、様々な情報源から得た内容が平戸藩楽舞方役人により記されており、付き合わせてみると錯綜している箇所もあるが、七代目堀井仙助までの座の様相を様々な伝えており、現在、知られている仙助能に関する資料としては、最も詳細なものである。まず「仙助へ承候而書記候分」という、七代仙助より聴取した座の由来として、「宝暦年中、江戸より服部鶴翁と申者大坂へ参り、船場久太郎町辺にて能指南いたし、夫より堀井仙助と改名いたし、勸進能所々にて興行いたし候由」とする。宝暦年間は、宇和島藩主は五代村候であり、大坂で興った仙助座の辻能は、『乱舞方重習』をまとめた村候の治政期にその活動が盛んになって行った。この仙助座に金森惣右衛門という名の役者が加わったのは、「三代目ハ京都の林祐三郎と申者、二代目仙助の弟子にて、仙助と改名相続仕候由。此時分、美濃郡上産にて金森惣右衛門と申す者、大坂へ参り、仙助と同座いたし、所々にて勸進能いたし候由」とある。ごく、二代目仙助の弟子三代目仙助の時期で



あり、金森惣右衛門は仙助と共に座を盛り上げて行つたらしい。続く四代目については、「四代目仙助ハ惣右衛門実子にて相続いたし候由」とあり、以降、仙助座では、座元の堀井仙助の名と同様に、金森惣右衛門の名も代々襲名されて行つたようである。だが、「五代目ハ大坂出生、初名伊藤十蔵、其後仙助と相改、相続相勤、其後隱居仕、惣右衛門と相改候」とあるように、五代目や六代目の仙助は、引退後に金森惣右衛門を名乗つたようで、金森惣右衛門の名は、仙助座の座頭の隱居名でもあつたらしい。

また、「京都御用達栗林仁三郎え問合、同人より医師小川喜齋え承合、同人より之書写」の項目では、「此儀者織田家之臣金森五郎八、後二左近長重といふ、茶道を好ミ、堪能に心あり」「堀井ハ宝生のよし也。然るに金森の血脈絶たるをもて、長臣堀井の老功、天明年中主家の苗字金森を名乗て惣右衛門と称す」とも記しており、金森は、織豊期に遡る姓であつたことになる。仙助座に金森惣右衛門という名を名乗る役者が出て来たのは、天明年間の三代目仙助が座元を勤めていた時期であつたといふことだろうか。因みに天明年間は宇和島藩では村候の治政期に当たり、『乱舞方重習』がまとめられた時期である。

一方、安政二年（一八五五）の年次を記す『仙助座一件留』の記述は、この頃に仙助座が衰微して行つたことを惜しんで閉じられているが、殿田良作氏は、これに少し先立つ嘉永元年（一八四八）六月に金沢郊外宮の腰（金石）において行われた二十日間の仙助座興行の番組を紹介している。<sup>（注）</sup>これには十日目の番組に「道成寺 惣右衛門 鬼一郎」と、十七日目の番組に「鐘巻道成寺 仙助 鬼一郎」と、九代目座元の「仙助」（或

いは八代目か）、そして「惣右衛門」共に多くの演目のシテを勤めていることが見え、「大坂阿波座讀岐屋 堀井仙助 才三十五」「同 金森惣右衛門 才五十五」と見えている。金森惣右衛門は、仙助座で最末期まで出演していた役者であつた。

「見物大段書付」がいつの記録であるかは手掛かりに乏しいのであるが、この内題からすれば、仙助座に金森惣右衛門が加わつてからのものであることは明白であり、『仙助座一件留』の記事に従えば、少なくとも天明年間の三世堀井仙助以降の仙助座の興行の様子を記したものであることにならう。

#### 「乱拍子と間狂言への注目」

「見物大段書付」の内容の特徴としては、主に二点ある。

まずは、〈道成寺〉の眼目とも言うべき前場のシテ白拍子の舞う「乱拍子」についてであり、その小鼓の手にも注目して記している。前場のシテが烏帽子を着ける物着より乱拍子・急ノ舞にかけては、「扱、物着、随分手ばやくすみ申候。『うれしやさらば一ひぐくらん』と謡ひ切、ヤ、しばらく『何をするぞ』と存候ほど身をじつとしづめ」と、乱拍子の始まりを前に舞台上の展開に注目し（二丁裏）、自身の知っている舞台上の展開と照らし合わせながら注視しているようで、個人的な所感を交えて記述している。乱拍子については、「ヤ ポと一ツこみ申候、夫より乱拍子足にかわりたる事御座候、書付候得共、何分書ほどきがたく御座候、御すいし可被遊候」と唱歌を交えて記す（二丁裏）。やはりその足遣いの特徴を記述するのは

困難であったようだが、以下、小鼓の手を口唱譜を交えながらシテの足の運び等についても記し、拍子を踏んだ箇所を「○」で示しているようである。乱拍子についてのシテと小鼓の間、即ちコミについては、特に注視して見つめていた様子が窺える。

また後場について、祈りの段についても、「橋へもことの外はやくにげるなり」柱まきハ左の手ヲかけスコしのび上り候斗。アンバイ無之候」と、観能時の所作について、書写者の印象を交えて記しており（六丁裏）、自身の知り記憶している（道成寺）と付き合いつつ観覧している姿勢が顕著である。またこうした自身の視点や印象を交えた記述が、提出を受けた側にも共有されることを期待しての書写の姿勢と考えられよう。

なお、仙助座では（道成寺）と共に、その原曲・原典とも言うべき（鐘巻道成寺）も演じられていた。天野文雄氏は、「この両曲併演の事実は、『鐘巻道成寺』には鐘入りも乱拍子もなかったことを示唆しているように思う」と指摘し、また、『堀井仙助能番組』の（道成寺）に、「乱拍子逆廻り」という注記が見られることを報告して、「これは文字どおり乱拍子を逆に回ったのであろうが、仙助能独自の演出と考えてよいであろう」と指摘しているが、「見物大段書付」が記した（道成寺）では、逆回りの乱拍子が演じられていた形跡はうかがえない。

次に特徴的なのは、間狂言についてである。ヲモアイ・アドアイの能力の役に関しては、せりふや所作、舞台上の展開について、細かに記録している。シテの所作等は書き表しにくかったという事情もあったかも知れないが、全六丁の半分強は間狂言について記されており、そこに「見

物大段書付」書写者の関心もあったということであろう。急ノ舞に続いて白拍子が鐘入りした衝撃を、ヲモは落雷と、アドは地震と勘違いする（三丁表〜四丁表）というのは、現行の（道成寺）演能にも見える展開ではあるが、ヲモが「いやいや、落たとあつてハよいとハ被仰まい。人しらぬ内つり上て置ふ」（四丁表）と言ってアドと引き上げようとするせりふなどは、管見の間狂言本には見えないものである。また、鐘に手を触れたアドが、「身共が手を見ておくりやれ。手の皮が鐘へ引つて身が出たことじや」と言い、アドが「真つ黒二焦げた」と応じる（四丁表）のも、管見の間狂言本には見えないやりとりである。現行のものよりは、せりふにより凄惨な表現を交えて、逆に滑稽味を強調する展開となっていたのであろうか。また、続くアドの「扱是につきて何ぞ変わった事ハ無かつたか」との問い掛けに、ヲモは「イヤイヤ何も知らぬことじや」と応じて、アドより顔色が変わったことを糾弾され、ヲモは「そふあらバ隠されぬ、語て聞カソウ」と応じていたらしい（四丁表〜四丁裏）。つまり、前シテ白拍子を鐘供養の場に入れたのは、ヲモアイの能力一人の計らいであったということらしく、乱拍子の前に前シテに烏帽子を渡す際に、「勿論ヲモ狂言一人にてアドは此辺かまい申さず」（二丁裏）と注記されていることとも対応していよう。例えば江戸末期写の和泉流三宅庄市手沢本が、「下懸り」として掲げる間狂言（『狂言集成』所収）と同様の展開であり、現行（道成寺）の演能の際にも見える展開ではあるものの、前シテのことはアドは一切あずかり知らぬことで、ヲモ一人に咎があったという点が強調されて演じられていたものと見られる。

なお右のアドアイのせりふについては、清書本と草稿本の中に（校異16）に示すごとく異同があり、草稿本の連綿の筆跡を、清書本は見誤って写しているものと思われる。草稿本と清書本との関係について言えば、草稿本の書写者は観覧しながら並行して記述していたのである。草稿本がやはり筆の運びが早く、清書本の落ち着いた筆の運びとは、一見して紙面から異なる印象を受ける。配字や字形等については両本はほぼ共通しており、清書本の書写者は草稿本を注意深く参照しつつ写したものと思われるが、この（校異16）の異同の他にも、（校異7）（校異14）（校異23）等、小さな相異ではあるが、何れも清書本の本文は不相当で解しにくいものとなっている。両本の間には、（校異20）（校異21）のごとく、ある程度まとまった注記の有無という相異点もある。従って、仙助能を観覧して草稿本を記した者と、草稿本を座右に提出用に清書した者とは別である。清書本書写者は、草稿本書写者ほどには能についての素養を有さない、或いは藩主の祐筆のような者であつたらうか。

「見物大段書付」から得られる情報は他にもまだある。草稿本は、「尤いろのよふなる謡ひよふなり」（二丁表）と、前シテの次第の謡について、イロ（現在では観世流の謡い方の補助記号）のようだと記している。草稿本の書写者は、謡い方についても、耳を傾けていたことが窺える。また、「橋」「狂言柱」「見付」「見付柱」「横正面」等の用語からは、仙助座の興行の舞台構造等が窺え、また一方では、宇和島藩士が、能についてどのような語を用いていたかも知られよう。子細に見れば、「見物大段書付」から得られる情報はより多岐にわたるものとならう。

#### 「宇和島藩主・藩士と「見物大段書付」」

「書付候得共、何分書ほどきがたく御座候。御すいし可被遊候」といった文言からも、「見物大段書付」は、宇和島藩士の何者かが、仙助能の〈道成寺〉を観覧し、宇和島藩主に報告・提出した記録であつたことが考えられる。辻能としての仙助能に対して、宇和島藩主もまた、或いは藩主としての自身が直接、観覧に赴くことは憚られたものの、強い関心を抱いていたのであろうか。

『仙助座一件留』には、「惣右衛門ハ諸国にて、年分五六十度道成寺を舞候事故、神沢其調子の翁草にも、其名人なる事を誉給へり」と見え、前掲『翁草』の本文がこれに対応するものであろうが、そうした仙助能の〈道成寺〉の評判は宇和島藩主の耳にも届いていたのであろうか。「見物大段書付」が〈道成寺〉の観覧記録であることを考えたとき、『乱舞方重習』には、他にも〈道成寺〉の型付や囃子付、乱拍子に関する書付等の資料が多数含まれていることが想起される。「見物大段書付」も、宇和島藩における〈道成寺〉演能への関心の高さ、研究・探究の姿勢を反映しているとも考えられるのである。これを記述した宇和島藩士と、提出を受けて目を通したであろう藩主それぞれが、詞章や型付、小鼓の手にいたるまで、〈道成寺〉に精通していた者であつたらうことが窺われる。記述した宇和島藩士とは、どのような人物が想定されようか。

例えば、宇和島藩の家老を代々勤めた桜田家では、四代藩主村年・五代藩主村候に仕えた桜田玄蕃（右門親由）<sup>ちかよし</sup>が、自家でも謡初の行事を行っていたことが報告されており、<sup>（主）</sup>明和二年（一七六五）の「家中由緒書」に

は、村年や村候から度々「御囃子」を命ぜられていたことが見えており、玄蕃（親由）は、謡や囃子に堪能であったものと思われる。

また宇和島伊達家伝来文書により、元文三年（一七三八）九月から十二月にかけて、京阪に上った玄蕃が、様々な芸能の見物に出掛けたことが、河合眞澄氏によって報告されている<sup>〔注1〕</sup>。文書の記事によれば、京で十月五日に「水木辰之助芝居見物<sup>〔参〕</sup>」と、芝居を観た後、十三日に禁裏で「菊之御能」を拜見している。その後は大坂へ移動し、二十七日の記事では、「半左衛門 与惣 忠助」の三名を連れて「座麻<sup>〔江〕</sup>能見物<sup>〔参〕</sup> 加茂 俊成<sup>〔マ〕</sup> 忠度見物」と坐摩で能を見物した後、「道頓堀へ参 出羽芝居見物」と、伊藤出羽掾座の人形浄瑠璃を見物している。「与惣」は、「家中由緒書」によれば山崎与惣右衛門のことであり、「御入部以来毎度御囃子之節罷出相勤候」と村候の囃子の相手を勤めた家臣である。仙助能が盛んになったと考えられている宝暦期よりは少し早い時期の記事ではあるが、玄蕃は京阪周辺の様々な芸能にも接したことであろう。他にも玄蕃は、伊勢神宮や住吉社へも藩主の「御代参」として参詣したことがあり、江戸との往復の他にも各地へ向かった人物でもあった。

桜田玄蕃のごとき家老職の者でないとしても、「見物大段書付」を記した者は、藩主近くに仕えていた藩士ではあろう。宇和島藩では、例えば五代藩主村候の治政期には、藩の職制として、小姓頭の管轄下に「御囃子方」や「御能方」があった<sup>〔注2〕</sup>。この「見物大段書付」を記した者は、囃子方や能方等において藩の能楽に関する営みに携わったり、或いは藩主の囃子や謡の相手を日々勤め、または指南を行うような、小姓クラスの

近習であったことも想定されよう。

愛媛県立図書館蔵『堀井仙助能番組』により、文化三年（一八〇六）から安政五年（一八五八）にかけて、道後・三津浜・松前浜等、松山近辺で十回程度の仙助座の興行があったことが知られるが、村候よりは後の六代村寿・七代宗紀が藩主であった時期のことである。「見物大段書付」の「お国にては」といった文言からは、少なくともこれは宇和島外での興行を観た記録であろうが、右の玄蕃の観劇の例などをも勘案すれば、「見物大段書付」は、伊予に限らず、宇和島藩士が京阪やその他の地における仙助能の興行を観た記録であった可能性も考えられる。『乱舞方重習』の内容物の大半が、特に五代藩主村候に縁のある文書等であることを勘案すれば、「見物大段書付」は、仙助座の比較的好い時期の様相を窺わせる資料である可能性もある。観能や記載の時期を確定させるに足る手掛かりを今は見出せないものの、仙助能について、また宇和島藩の能楽について、考察する資料とすべく、まずはここに「見物大段書付」について概要を報告する。

## 〔注〕

- 〔注1〕 近代史文庫宇和島研究会編『宇和島藩庁・伊達家史料四 家中由緒書 上』（一九七八年）による。なお「元和八年 分限牒全」にも同様の記事が見えるが、WEB公開されている「宇和島伊達家文書」の画像の内、同年の別冊の分限帳では、「半都」は抹消されていない。
- 〔注2〕 森松幸夫氏「宇和島藩の能」〔愛媛能楽史〕一九八九年、愛媛能楽



協会)。

(注3) 宇和島伊達文化保存会蔵本(全五冊)の「仁」冊より抜粋し、私に校訂する。同書は、「村候公御教訓書」として、「白痴篇 拾壹本」と同じ桐箱(圖書甲二十四號二十五號)に収められている。「白痴篇」(全十一冊)は、明和四年(一七六七)序の村候著述の随筆であり、全冊に村候の「隆」印章の捺された村候自筆題簽を備えている。

(注4) 『乱舞方重習』の内容物については、国文学研究資料館基幹研究「日本古典文学における〈中央〉と〈地方〉」編『研究成果 日本古典文学における〈中央〉と〈地方〉』(二〇一六年三月)所収、拙稿「宇和島伊達文化保存会蔵『乱舞方重習』解題」を参照。

(注5) 伝存する宇和島伊達家の能道具等については、国立能楽堂事業推進課調査資料係編『平成二十八年年度国立能楽堂特別展示 宇和島伊達家の能楽(図録)』(二〇一六年十月)を参照。なお、『乱舞方重習』と宇和島藩の能楽については、同図録所収の拙稿「宇和島伊達家の能楽の諸相―『乱舞方重習』と五代藩主村候の治政期を中心に」を参照。

(注6) 『日本随筆大成(第三期)』20 吉川弘文館、所収の本文による。橋本権之進は享保期の演能活動が知られる喜多流か金春流の大夫という(小林英一氏「江戸中期の宗祖遠忌能―西本願寺文書『近世京都等能番組集』から―」『本願寺史料研究所報 17号』一九九六年五月)。

(注7) 殿田良作氏「照葉能狂言史料(仙助・寿三郎・祐三郎)」(『密田良

二教授退官記念論集』一九六九年、所収)。

(注8) 天野文雄氏「仙助能の番組と《鐘巻道成寺》―愛媛県立図書館蔵『堀井仙助能番組』をめぐって―」(『藝能』一九九三年四月)、飯塚恵理人氏「高力種信(猿猴庵)著『瀧口寺開帳記附録』に観る「仙助能」の芸態―広小路神明社「龍口」上演を中心に―」(『名古屋芸能文化第七号』一九九七年十二月)、小林責氏・根岸理子氏「(照葉狂言)と〈今様能狂言〉―主としてその呼称について―」(『武蔵野女子大 学能楽資料センター紀要 No.9』一九九九年三月)、山本晶子氏「馬瀬狂言保存会所蔵仙助能の番組二種について―明和と安政期の仙助座の動向をふまえて―」(『年刊藝能 第十一号』二〇〇五年四月)、宮本圭造氏「続・江戸時代能楽繁盛記―仙助能の宙返り。喜多流の大夫が真似て評判をとる―」(『観世』二〇〇八年二月)等。

(注9) 本稿中に引用する『仙助座一件留』本文は、片桐登氏解題・校訂『仙助座一件留』(『日本庶民文化史料集成 第三卷 能』三一書房、一九七八年、所収)による。

(注10) 河合眞澄氏「伊達村候と芸能(三)」(『愛媛大学教養部紀要 第21号』一九八八年十二月)。

(注11) 「伊達村候と芸能(二)」(『愛媛大学教養部紀要 第XX号』一九八七年十二月)。記事本文も河合氏稿の翻刻・解説より引用する。

(注12) 注5拙稿。

(注13) 注8天野氏論稿。



[資料画像]

(参考) 清書本 (二丁表)

海舟千仙舟の道成寺 東海道名所物語  
凡の人の性善  
清き心物は脚を定めて居る所、性善の心物は  
心も白くして居る物を定めて居る所の心物  
船中は、工部イむヨ二人が上を定めて居る  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、

草稿本

海舟千仙舟の道成寺 東海道名所物語  
凡の人の性善  
清き心物は脚を定めて居る所、性善の心物は  
心も白くして居る物を定めて居る所の心物  
船中は、工部イむヨ二人が上を定めて居る  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、  
此船は、天竺の船に、此船の上は、天竺の船に、

(二丁表)

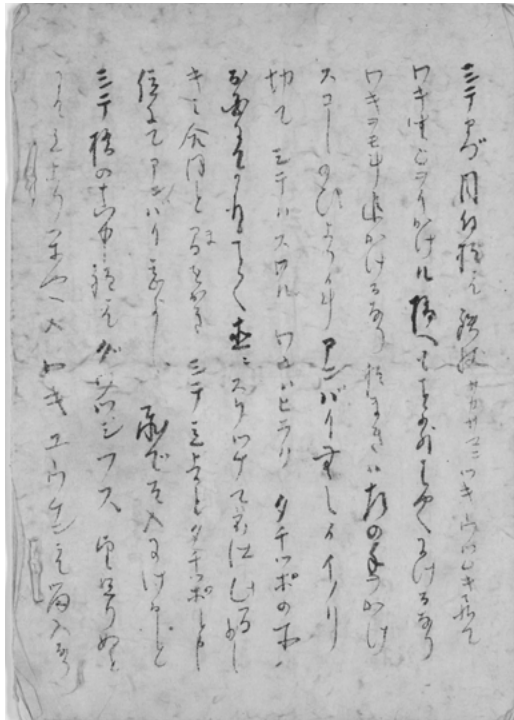
(二丁裏・二丁表)

三丁表  
三丁裏  
二丁表  
二丁裏





(六丁裏)



三テゾグ月外格ん 沼敷 廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿  
ワキせ心ヲいぢれん 格ん 廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿  
ワキヨモサナホかけるあ 格ん 廿廿廿廿廿廿廿廿廿廿  
スコー 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿  
切え 三テハスワル 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿  
おあをてりてく 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿  
キて余得と 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿  
信よて 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿  
三テ格の 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿  
三テ 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿 廿廿

【付記】

本稿は、平成二十五〜二十七年度国文学研究資料館基幹研究「日本古典における〈中央〉と〈地方〉」の成果の一つである。

資料の閲覧調査、翻刻・画像掲載について御許可下さいました公益財団法人宇和島伊達文化保存会に心より御礼申し上げます。

